

学童クラブ利用料

利用料金体系

①利用料

利用料は保護者それぞれの市民税額を基に階層を決定している。

階層区分	内 容	月額利用料
第1階層	生活保護受給世帯 市民税が非課税の世帯	0円
第2階層	市民税の所得割額が 5,000円未満の世帯	1,920円 (1,530円)
第3階層	市民税の所得割額が 5,000円以上、48,600円未満の世帯	3,840円 (3,070円)
第4階層	市民税の所得割額が 48,600円以上、97,000円未満の世帯	5,760円 (4,600円)
第5階層	市民税の所得割額が 97,000円以上、169,000円未満の世帯	7,680円 (6,140円)
第6階層	市民税の所得割額が 169,000円以上の世帯	9,700円 (7,760円)

※ () 内の金額は多子軽減(2人目以降)の金額。同一世帯から2人以上の児童が入所した場合、補食(おやつ)代、延長利用料、夏休み等の短期入所を除き、2人目以降の利用料を20%軽減する

②補食(おやつ)代

学童クラブを利用する場合、利用料に加えて補食代も発生する。

階層区分	対 象	月額補食代
第1階層	生活保護受給世帯 市民税が非課税の世帯	0円
第2～6階層	学童クラブに入所する全児童 ※ ただし、「補食代が免除となる児童」に 示す児童はこの限りではない	2,000円

補食代が免除となる児童

アレルギー等を理由に補食の提供を受けられない児童が対象。

③延長利用料

延長区分	延長時間	月単位料金	日単位料金
通常延長	18:00～19:00まで	1,300円	300円
早朝延長	7:30～8:00まで (春休みや夏休み等、長期休業中の平日のみ)	650円	150円

※ 日単位料金について、5日以上の利用があった場合は、月単位料金を上限としている

※ 利用料階層区分が第1階層の世帯は、通常延長・早朝延長ともに0円となる

④休所及び日割料金

入院等のやむを得ない理由で学童クラブに通うことができない場合に、休所することができる。

休所届出期間中は利用料等が発生せず、利用日数による日割計算となる。

※ 利用料は、原則としては日割計算を行わない。ただし、月の中途での退所や休所、短期入所及びその他特別な事情があると市長が認めるときは、日割計算を行う場合がある

利用料等収入実績(過去4か年)(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
北エリア	48,714,230	53,589,684	54,647,765	58,346,778
中央エリア	27,174,960	27,552,330	31,915,860	29,808,830
南エリア	26,685,100	28,734,635	26,989,950	25,077,640